

- 2 訴訟参加人が、経済的事情その他の理由により補佐人を選任できないときは、国費で補佐人を選任することができるものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

被害者等は、法律については素人であるから、法律の専門家の支援が得られなければ、訴訟参加しても活動するには実際上困難を伴う。そこで弁護士を補佐人として選任することができることにした。弁護士が付いていれば検察官との協議、意見交換もスムーズにおこなわれるだろう。

弁護士補佐人を強制する案も有力だったが、我が国では、弁護士強制主義をとる法制がないので、現在の案としては任意的選任制とした。

[第2項について]

上述のとおり、弁護士を補佐人とする要請は極めて高いので、極力これに応じなければならない。そこで、訴訟参加人が弁護士を依頼したくても、経済的理由その他の理由により弁護士補佐人を選任できないときは、被告人と同様、国費により選任することができるようにした。

別紙（訴訟参加を認める罪名）

条文	罪名	未遂処罰規定	法定刑
98	加重逃走	あり(102)	3月～5年
100Ⅱ	逃走援助		3月～5年
118Ⅱ	ガス漏出等致死傷		(1月～3年)と(1月～10年)(2年～15年)のうち重い方
124Ⅱ	往来妨害致死傷		(1月～2年)と(1月～10年)(2年～15年)のうち重い方
126Ⅲ	汽車転覆等致死		死刑・無期
145	浄水汚染等致死傷		(1月～6月)(6月～7年)(3年～15年)と(1月～10年)(2年～15年)のうち重い方
146	水道毒物等混入致死		死刑・無期・5年～15年
176	強制わいせつ	あり(179)	6月～7年
177	強姦		2年～15年
178	準強制わいせつ及び準強姦		(6月～7年)か(2年～15年)
181	強制わいせつ等致死傷		無期・3年～15年
194	特別公務員職権濫用		6月～10年
195	特別公務員暴行陵虐		1月～7年
196	特別公務員職権濫用等致死傷		(6月～10年)(1月～7年)と(1月～10年)(2年～15年)のうち重い方
199	殺人	あり(203)	死刑・無期・3年～15年
202	自殺関与及び同意殺人		6月～7年
204	傷害		1月～10年・罰金
205	傷害致死		2年～15年
208の2	危険運転致傷		1月～10年
208の2	危険運転致死		1年～15年
211Ⅰ	業務上過失致死傷等		1月～5年・罰金
213	同意墮胎致死傷		3月～5年
214	業務上墮胎		3月～5年
214	業務上墮胎致死傷		6月～7年
215Ⅰ	不同意墮胎	あり(215Ⅱ)	6月～7年

216	不同意墮胎致死傷		(6月～7年)と(1月～10年)(2年～15年)のうちの重い方	
218	保護責任者遺棄等		3月～5年	
219	遺棄等致死傷		(3月～5年)と(1月～10年)(2年～15年)のうちの重い方	
220	逮捕及び監禁		3月～5年	
221	逮捕等致死傷		(3月～5年)と(1月～10年)(2年～15年)のうちの重い方	
224	未成年者略取及び誘拐	あり(228)	3月～5年	
225	営利目的等略取及び誘拐		1年～10年	
225の2 I	身の代金目的略取等		3年～15年	
225の2 II	身の代金目的略取等		3年～15年	
226 I	国外移送目的略取等	あり(228)	2年～15年	
226 II	国外移送目的略取等		2年～15年	
227 I	被略取者收受等		3月～5年	
227 II	被略取者收受等		1年～10年	
227 III	被略取者收受等		6月～7年	
227 IV	被略取者收受等		前段の罪についてあり(228)	2年～15年
236	強盗		あり(243)	5年～15年
238	事後強盗	5年～15年		
239	昏酔強盗	5年～15年		
240	強盗致傷・強盗傷害	無期・7年～15年		
240	強盗致死・強盗殺人	死刑・無期		
241	強盗強姦	無期・7年～15年		
241	強盗強姦致死	死刑・無期		
260	建造物等損壊致死傷		(1月～5年)と(1月～10年)(2年～15年)のうちの重い方	